3　代表民主制の下における選挙制度は，選挙された代表者を通じて，国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし，他方，国政における安定の要請をも考慮しながら，それぞれの国において，その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり，そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではない。憲法は，上記の理由から，国会の両議院の議員の選挙について，およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという基本的な要請（43条１項）の下で，議員の定数，選挙区，投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（同条２項，47条），両議院の議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって，国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが，上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため，上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており，これを是認することができない場合に，初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（前掲最高裁昭和51年４月14日大法廷判決，前掲最高裁昭和58年11月７日大法廷判決，前掲最高裁昭和60年７月17日大法廷判決，最高裁平成３年(行ツ)第111号同５年１月20日大法廷判決・民集47巻１号67頁，最高裁平成11年（行ツ）第７号同年11月10日大法廷判決・民集53巻８号1441頁，最高裁平成11年（行ツ）第35号同年11月10日大法廷判決・民集53巻８号1704頁，最高裁平成18年（行ツ）第176号同19年６月13日大法廷判決・民集61巻４号1617頁参照）。

4　そこで，上記の見地から，本件区割規定の合憲性について検討する。

⑴　論旨は，憲法は主権者たる国民による統治機構の民主的統制の基盤として人口に比例した議員の定数の配分や選挙区割りを要請しているとした上，①　１人別枠方式を定めた区画審設置法３条２項の規定は，投票価値の平等の要請に反し，憲法14条１項等の憲法の規定に違反するとともに，②　本件区割規定は，１人別枠方式を前提とする点において，また，全ての選挙区において人口に比例した区割りを行うことが可能であったにもかかわらず，そうしなかった点において，憲法14条１項等の憲法の規定に違反するというのである。

⑵　憲法は，選挙権の内容の平等，換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。しかしながら，投票価値の平等は，選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく，国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり，国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り，それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても，やむを得ないものと解される。

そして，憲法は，衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には，選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて，議員１人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めているというべきであるが，それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することを許容しているものといえる。

具体的な選挙制度を定めるに当たっては，これまで，社会生活の上でも，また政治的，社会的な機能の点でも重要な単位と考えられてきた都道府県が，定数配分及び選挙区割りの基礎として考慮されてきた。衆議院議員の選挙制度においては，都道府県を定数配分の第一次的な基盤とし，具体的な選挙区は，これを細分化した市町村，その他の行政区画などが想定され，地域の面積，人口密度，住民構成，交通事情，地理的状況などの諸要素が考慮されるものと考えられ，国会において，人口の変動する中で，これらの諸要素を考慮しつつ，国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに，投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって，このような選挙制度の合憲性は，これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお，国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになる。

以上は，前掲各大法廷判決の趣旨とするところであって，これを変更する必要は認められない。

⑶　本件選挙制度の下における小選挙区の区割りの基準については，区画審設置法３条が定めているが（以下，この基準を「本件区割基準」といい，この規定を「本件区割基準規定」という。），同条１項は，選挙区の改定案の作成につき，選挙区間の人口の最大較差が２倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしており，これは，投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものということができる。

他方，同条２項においては，前記のとおり１人別枠方式が採用されており，この方式については，前記２⑶のとおり，相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し，人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とする旨の説明がされている。しかし，この選挙制度によって選出される議員は，いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず，全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり，相対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事柄であって，地域性に係る問題のために，殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。しかも，本件選挙時には，１人別枠方式の下でされた各都道府県への定数配分の段階で，既に各都道府県間の投票価値にほぼ２倍の最大較差が生ずるなど，１人別枠方式が前記２⑸に述べたような選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていたことは明らかである。１人別枠方式の意義については，人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮という立法時の説明にも一部うかがわれるところであるが，既に述べたような我が国の選挙制度の歴史，とりわけ人口の変動に伴う定数の削減が著しく困難であったという経緯に照らすと，新しい選挙制度を導入するに当たり，直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には，人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため，国政における安定性，連続性の確保を図る必要があると考えられたこと，何よりもこの点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であるということにあるものと解される。

そうであるとすれば，１人別枠方式は，おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり，新しい選挙制度が定着し，安定した運用がされるようになった段階においては，その合理性は失われるものというほかはない。前掲平成19年６月13日大法廷判決は，本件選挙制度導入後の最初の総選挙が平成８年に実施されてから10年に満たず，いまだ同17年の国勢調査も行われていない同年９月11日に実施された総選挙に関するものであり，同日の時点においては，なお１人別枠方式を維持し続けることにある程度の合理性があったということができるので，これを憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っているとはいえないとした同判決の判断は，以上のような観点から首肯することができ，平成８年及び同12年に実施された総選挙に関する前掲平成11年11月10日各大法廷判決及び最高裁平成13年（行ツ）第223号同年12月18日第三小法廷判決・民集55巻７号1647頁の同旨の判断についても同様である。これに対し，本件選挙時においては，本件選挙制度導入後の最初の総選挙が平成８年に実施されてから既に10年以上を経過しており，その間に，区画審設置法所定の手続に従い，同12年の国勢調査の結果を踏まえて同14年の選挙区の改定が行われ，更に同17年の国勢調査の結果を踏まえて見直しの検討がされたが選挙区の改定を行わないこととされており，既に上記改定後の選挙区の下で２回の総選挙が実施されていたなどの事情があったものである。これらの事情に鑑みると，本件選挙制度は定着し，安定した運用がされるようになっていたと評価することができるのであって，もはや１人別枠方式の上記のような合理性は失われていたものというべきである。加えて，本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差は，前記２⑸のとおり，その当時，最大で2.304倍に達し，較差２倍以上の選挙区の数も増加してきており，１人別枠方式がこのような選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていたのであって，その不合理性が投票価値の較差としても現れてきていたものということができる。そうすると，本件区割基準のうち１人別枠方式に係る部分は，遅くとも本件選挙時においては，その立法時の合理性が失われたにもかかわらず，投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして，それ自体，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならない。